## 「≪普通預金規定追加規定≫教育資金一括贈与専用預金特別約定」 の改定について

中日信用金庫は、「《普通預金規定追加規定》教育資金一括贈与専用預金特別約定」につきまして、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

記

## 1. 改定理由

令和5年度税制改正に伴う教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置に係る改正に 対応した改定です。

## 2. 適用日

2023年4月1日

## 3. 主な改定点

- (1) 非課税措置の適用期限が、2026年3月31日まで3年間延長されました。
- (2)教育資金管理契約終了時において、残高および教育資金以外の支払い分に贈与税が課されるとき、従来は、受贈者の年齢が18歳以上の場合には「特例税率」が適用されていましたが、2023年4月1日以後は、年齢にかかわらず「一般税率」が適用されました。
- (3) 2023 年4月1日以後の贈与について、贈与があった日から教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡された場合、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、以下のいずれかに該当するか否かにかかわらず、死亡された日の残高を相続または遺贈により取得したものとみなすこととされました。
  - ①受贈者が23歳未満
  - ②受贈者が学校等に在学中
  - ③受贈者が教育訓練の給付金の支払対象となる教育訓練を受講中
- ※1.本非課税措置に関する詳細および最新の情報は、文部科学省のホームページまたは 国税庁のホームページをご確認ください。
- ※2.改正後の普通預金規定は、店頭や当金庫のホームページにてご確認いただけます。

以上

